

青森県報

号外第一号

平成十九年
一月二十六日
(金曜日)

目 次

告 示

ふるさとの森と川と海保全地域の指定…………… (河川砂防課) …… 一

公 告

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧…………… (河川砂防課) …… 二
ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表…………… (同) …… 三

告 示

青森県告示第四十九号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

平成十九年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	区 域
赤石川流域ふるさとの森と川と海保全地域	一 森林 西津軽郡鰯ヶ沢町大字一ツ森町字西赤石山国有林二〇三〇林班、二〇三一林班の内、二〇三二林班の内、二〇三三林班の内、二〇三四林班の内、二〇三五林班の内、二〇三六林班の内、二〇三七林班の内、二〇三八林班の内、二〇三九林班の内、二〇四〇林班及び二〇四一林班並びに同字中赤石山国有林二〇四二林班、二〇四三林班の内、二〇四四林班、二〇四五林班及び二〇四六林班の内並びに同大字深谷町及び同大字小森町字矢倉山国有林二〇四五林班の内、二〇四六林班の内、二〇四七林班の内、二〇四八林班の内、二〇四九林班の内及び二〇五〇林班の内並びに同大字一ツ森町字東赤石山国有林二〇五一林班の内、二〇五二林班、二〇五三林班、二〇五四林班、二〇五五林班、二〇五六林班、二〇五七林班、二〇五八林班及び二〇五九林班の内並びに同大字深谷町民有林六七林班の内並びに同大字一ツ森町民有林七三林班の内、七四林班の内及び七五林班の内

二 河川
赤石川の区域のうち、西津軽郡鰯ヶ沢町大字一ツ森町字中赤石山国有林二〇四三林班に小班地先から海に至る場所

三 海岸

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域

ア 西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯三三の五〇と三字三三の一六の境界を基点として南西方向に五十五メートル進んだ延長線の地点

イ アから北西方向に六十メートル進んだ延長線の地点

ウ イから北東方向に七百五十メートル進んだ延長線の地点

エ ウから北東方向に四百八十五メートル進んだ延長線の地点

オ エから南東方向に三十メートル進んだ延長線の地点

カ 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字川原地七七の三〇と同字七七の三八の境界を基点として南西方向に四十メートル進んだ延長線の地点

公 告

ふるさとの森と川と海保全地域の指定の案の縦覧

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域（以下「保全地域」という。）を指定したいので、同条第三項の規定により、公告し、次のとおり保全地域の指定の案を縦覧に供する。

なお、当該保全地域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則（平成十四年三月青森県規則第四十三号）第四条に定めるところにより、知事に意見書を提出することができる。

平成十九年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保全地域の名称 川内川流域ふるさとの森と川と海保全地域
- 二 保全地域に含まれる土地の区域

1 森林

むつ市川内町高野山国有林七〇六林班、七〇七林班、七〇八林班、七〇九林班の内、七二〇林班、七二一林班、七二二林班、七二三林班の内、七二四林班の内、

トル進んだ延長線の地点
キ 力から南西方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点
ク キから南西方向に百五十八メートル進んだ延長線の地点
ケ クから南西方向に三百三十メートル進んだ延長線の地点
コ ケから南西方向に二百十メートル進んだ延長線の地点
サ コから南西方向に九十メートル進んだ延長線の地点

2 河川

(一) 川内川の区域のうち、むつ市川内町福浦山一の二二三地先から海に至る場所
七二五林班、七二六林班、七二七林班、七二八林班、七二九林班の内、七三〇林班の内、七三一林班の内及び七三二林班の内並びに同市同町湯野川山国有林七二五林班、七二六林班、七二七林班の内、七二八林班、七二九林班、七三〇林班、七三一林班、七三二林班、七三三林班、七三四林班、七三五林班、七三六林班の内、七四〇林班の内、七四四林班の内、七四六林班、七四七林班、七四八林班の内、七四九林班、七五〇林班、七五一林班の内、七五二林班、七五三林班、七五四林班の内、七五五林班、七五六林班、七五七林班、七五八林班及び七五九林班の内並びに同市同町野沢山国有林七六〇林班の内、七六一林班の内、七六二林班、七六三林班の内、七六四林班、七六五林班、七六六林班の内、七六七林班、七六八林班、七六九林班の内、七七〇林班の内、七七一林班の内、七七二林班の内、七七三林班の内、七七四林班、七七五林班の内、七七六林班、七七七林班、七八八林班の内、七八〇林班の内、七八一林班の内、七八二林班、七八三林班、七八四林班の内、七八五林班の内、七八六林班の内、七八七林班、七八八林班、七八九林班、七九〇林班、七九八林班の内、七九九林班の内、八〇〇林班の内、八〇一林班の内、八〇二林班の内及び八〇四林班の内並びに同市同町福浦山国有林八〇五林班の内、八〇六林班、八〇七林班、八〇八林班、八〇九林班、八一〇林班、八一林班、八二二林班、八二三林班、八二四林班、八二五林班、八二六林班、八二七林班、八二八林班、八二九林班、八三〇林班、八三二林班、八三三林班、八三四林班、八三五林班の内、八三六林班の内、八三七林班の内、八三八林班、八三九林班の内、八四〇林班の内、八四一林班の内、八四二林班の内、八四三林班、八四四林班の内、八四五林班の内、八四六林班、八四七林班の内、八四八林班、八四九林班、八五〇林班、八五一林班、八五二林班、八五三林班、八五四林班、八五五林班、八五六林班及び八六三林班並びに同市同町板家戸国有林八六四林班、八六五林班、八六六林班、八六七林班、八六八林班、八六九林班の内、八七〇林班の内、八七一林班、八七二林班の内、八七三林班の内、八七四林班の内、八七五林班、八七六林班、八七七林班、八七八林班の内、八七九林班の内、八八〇林班の内、八八一林班、八八二林班、八八三林班、八八四林班及び八八五林班並びに同市同町民有林三一林班の内、三二林班の内、三三の一林班の内、三四林班の内、三六林班の内及び六五林班

(一) 板家戸沢の区域のうち、むつ市川内町福浦山国有林八二二林班い四小班地先から川内川との合流点までの区域

(二) 柵ノ木橋沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八六六林班い三小班地先から川内川との合流点までの区域

(三) 名目床沢の区域のうち、むつ市川内町福浦山国有林八一五林班い一小班地先から川内川との合流点までの区域

(四) 本潟貝沢の区域のうち、むつ市川内町福浦山一の一五二地先から川内川との合流点までの区域

(五) 潟貝沢の区域のうち、むつ市川内町福浦山一の一四八地先から本潟貝沢との合流点までの区域

(六) 上畑尻沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八六九林班ほ小班地先から川内川との合流点までの区域

(七) 下畑尻沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八六八林班い一小班地先から上畑尻沢との合流点までの区域

(八) 大利家戸川の区域のうち、むつ市川内町板家戸五二地先から川内川との合流点までの区域

(九) 半太郎沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八七〇林班い小班地先から大利家戸川との合流点までの区域

(十) 四家戸川の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八七八林班い一小班地先から大利家戸川との合流点までの区域

(十一) 新三郎沢の区域のうち、むつ市川内町板家戸国有林八八三林班に小班地先から大利家戸川との合流点までの区域

(十二) 湯野川の区域のうち、目名川との合流点から川内川との合流点までの区域

(十三) 福浦川の区域のうち、崑倉沢との合流点からむつ市川内町福浦山一の一三三三
地先までの区域

3 海岸

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域

ア むつ市川内町川内四七七地内の点を基点として、南東方向に七十五メートル
進んだ延長線の地点

イ アから北西方向に百六十五メートル進んだ延長線の地点

ウ イから北東方向に二百九十メートル進んだ延長線の地点

エ ウから北東方向に二百六十三メートル進んだ延長線の地点

オ エから南東方向に百五十八メートル進んだ延長線の地点

三 縦覧期間

平成十九年一月二十九日から同年二月二十八日まで

四 縦覧場所

青森県県土整備部河川砂防課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所川内庁

舎

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森
県条例第七十一号）第七条第一項の規定により赤石川流域ふるさとの森と川と海保全
地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定めたので、同
条第三項の規定により公表する。

平成十九年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項	1
1 赤石川流域の概要	1
2 赤石川流域の保全地域	2
3 保全すべき森・川・海の特質の概要	4
4 保全地域の土地利用、地域文化の概要	4
5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項	5
第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項	7
1 清流管理指針	7
2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項	10
3 森・川・海の維持・管理に関する事項	13
4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項	13

赤石川流域保全計画

平成19年1月

青 森 県

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的事項

1 赤石川流域の概要
赤石川流域は鯉ヶ沢町の西部より構成され、南北約45km、東西約7kmと非常に細長い形状を呈しており、東側で岩木川上流域及び中村川流域に接し、西側で追良瀬川上流域及び大童子川流域に接している。

赤石川は、青森県と秋田県の県境に連なる白神山地のうち、真瀬岳、ニツ森などの山々にその源を発し、支川滝川と合流して北流し、津軽沢、恩愛沢川、沼ノ沢川等の支川と合流して、赤石地区において日本海に注ぐ、流路延長44.6km（うち河川法に基づく指定区間延長34.7km）、流域面積179.9km²の二級水系の河川である。河床勾配は中流域から上流域にかけて急峻であり、V字渓谷をなしている。

流量は春先の融雪期と梅雨期に多く、7～8月の湯水期は少なくなる。また、流域の地質は赤石川断層をはじめ大小の断層が発達し、地質は第三紀層の風化し易くもろい泥岩が多く分布しており、崩壊地や地すべり等が見受けられ、過去に幾度となく記録的な災害が起きている。そのため被害を軽減するため砂防堰堤が中流域に多く設置されている。

赤石川における河川横断工物は赤沢橋上流にある第1号砂防堰堤のほか、本川及び支川の各所に設置されている砂防堰堤が主なものであり、これらの他に大規模なものとしては上流部に東北電力株式会社の赤石堰堤があり、ここで取水された水は深浦町（旧岩崎村）の大池第一発電所に送水されて発電に利用されている。また、下流河川へは魚類等の生息に配慮した放流が行われている。

上流域の森林区域は、原生的なブナ天然林を主とする地域である。この山地には多くの植物が多様な植物群落を形成し、それを背景として豊富な種類の動物が生息しており、きわめて、価値の高い自然生態系となっていることから、「白神山地世界自然遺産地域」、「白神山地森林生態系保護地域」などに設定されている。

赤石川中流域は、赤石溪流としてその周辺の森林とが一体となって良好な溪流景勝を有し、「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」に指定されている。その溪流の景勝地としては、「青岩」、「矢研の滝」や「長瀬の流れ」などがある。また、「くろくまの滝」は県内最大級であり、「日本の滝百選」に選ばれ、多くの観光客が訪れている。

赤石川の河口から上流の赤沢合流点付近までは、災害復旧工事により堤防及び護岸が概ね整備されている。また、第二頭首工では、魚道が整備され、その上・下流域には自然石による水制工など多自然川づくりが行われている。

2 赤石川流域の保全地域

赤石川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から、下記の区域を保全地域として指定する。

	保 全 地 域
河川	赤石堰堤下の自然河道から「河口」までの赤石川の区域
海岸	大和田海岸の区域
森林	下記の林班に含まれる主な「水士保全林」及び「森林と人との共生林」 <民有林> 67林班の内、73林班の内、74林班の内、75林班の内 <国有林> （西赤石山国有林） 2030林班、2031林班の内、2032林班の内、2033林班の内、2034林班の内、2035林班、2036林班、2037林班、2038林班、2039林班、2040林班、2041林班 （矢倉山国有林） 2045林班の内、2046林班の内、2047林班の内、2048林班の内、2049林班の内、2050林班の内 （東赤石山国有林） 2051林班の内、2052林班、2053林班、2054林班、2055林班、2056林班、2057林班、2058林班、2059林班の内 （中赤石山国有林） 2042林班、2043林班の内、2060林班、2061林班、2062林班の内

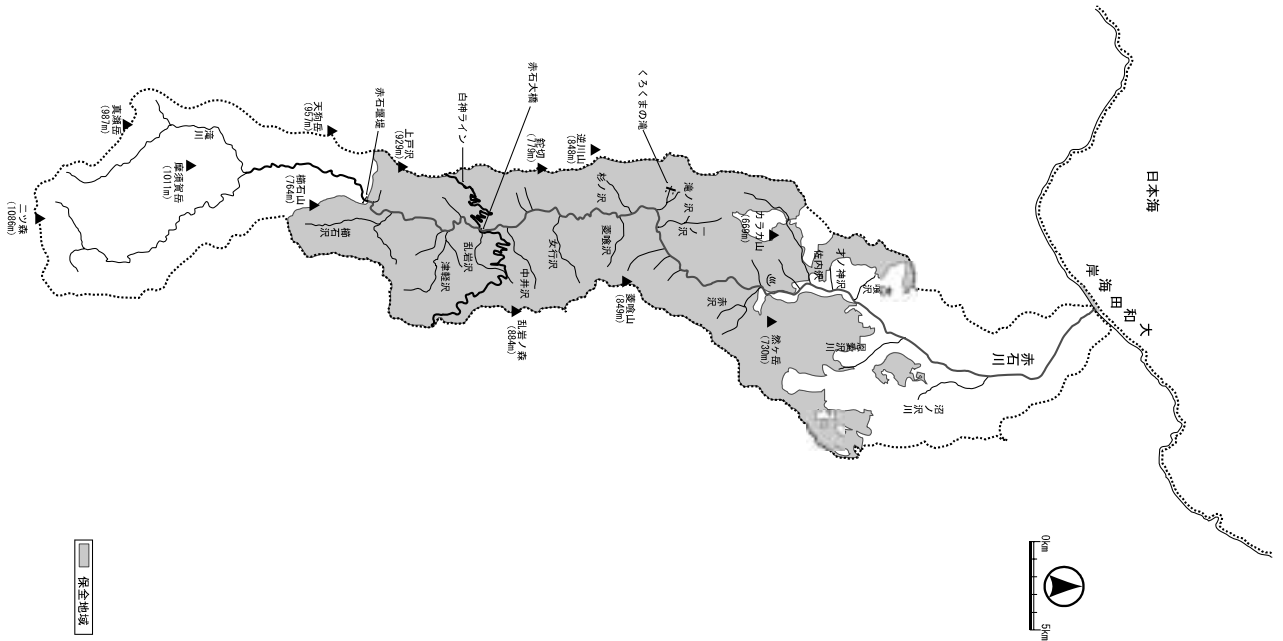


図 赤石川流域と保全地域指定位置図

3

3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要
 森林の区域では、赤石大橋の上流部は「白神山地世界自然遺産地域」、「自然環境保全地域」、「白神山森林生態系保護地域」などの設定区域に隣接している。また、山地の地形として、池沼や崩壊地形が見られる。

赤石川流域の植生は、上流域では原生的なブナ天然林が主に分布している。中流域の然ヶ岳には、ケヤキ林、ヤチダモ林の群落やアオモリマツナ、ツガルミセバヤの群生が見られる。また、渓谷沿いにはジユウモンシジダ サラグルミ群落が分布している。

鳥獣の生息では、上流域には天然記念物のクヌゲウ、イヌシヤシノリガモなどの生息が、下流から中流域にはホンドザルが、全域ではニホンツキノロケツヤや特別天然記念物のニホンカモシカが生息している。

河川の区域では、上流域から中流域にかけては河川の特徴的な地形として、津軽沢赤壁の滝などの懸崖やV字渓谷を形成し、中流域には「青岩」、「白布の流れ」など多くの景勝地や日本の滝百選の「くろくまの滝」があり、自然豊かな渓流の様相を呈している。また中流域では河川横断工作物として、砂防堰堤が設置され、下流域では河口から上流の赤沢までの区間の一部、あるいは河岸が護岸整備されている。

河川流域に生息する生物は、上流域にはエゾイロナヤトウホクサンシヨウウオなどだが、中流域にはエゾイロナ、ヤヌメ、カジカやカジカガエルなどが、下流域にはヨシノボリ類などが生息している。

海岸の区域では、砂丘が見られ、シロヨモギ、コウボウムギ、ハマナスなど海浜植物が生育している。鳥類では、カモ類やカモメ類などの渡り鳥の飛来地として重要な場となっている。

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

森林の上流域の一部は、「白神山地世界自然遺産地域」に隣接している。

中流域の然ヶ岳山麓から上流の区間には、白神大然河川公園、自然観察館ハロー白神、赤石溪流ふれあい広場、くろくまの滝遊歩道などが整備されている。また、「銀らんの流れ」をはじめとする赤石川溪流景勝の場が多くあり、赤石川の中流域を横断するように県道岩崎西目屋弘前線（白神ライン）が通り、県内外の観光客に利用されている。

下流域では、河口から大然地区付近の河岸まで水田や畑地が続き、その周辺に集落が点在している。また、種里町集落の山間部には津軽藩の始祖大浦光信公の築いた種里城址があり、多くの観光客で賑わっている。

河川では、中流域には砂防堰堤などが設置されているが、魚道は整備されている。下流域には、サケ・マスふ化場やアユ中間育成施設があり、毎年サケ・アユが遡上してくる。また、赤石川のアユは、「金アユ」と称され、アユ釣りのシーズンは多くの釣り客が赤石川を訪れる。

河川区域における魚類資源の保護では、赤石水産漁業協同組合による下流支川の沼ノ沢川から上流域の津軽沢にかけてエゾイロナの稚魚放流が行われ、下流域では、春・初夏に地元小学校児童によるサケ・アユ稚魚の放流体験学習会が行われている。

4

流域での主な環境保全の活動では、下流域では、河口から一ツ森町大谷地区の区間において、赤石小学校、南金沢小学校PTA、赤石川クワリオン21、赤石清流会などによる河川の清掃活動が行われている。また、赤石小学校、南金沢小学校の地元2校の河川愛護ボスター掲示による環境保全などの普及啓発や地元廃校小学校舎を拠点にNPO法人白神自然学校一ツ森校による環境教育の活動が行われている。中流域では、くるくまの滝などのレクリエーションの森において、「あじがさわ白神山地ガイド倶楽部」によるガイドが行われ、自然環境学習に利用されている。さらに上流域の隣接区域では、「NPO法人白神山地を守る会」が行政とパートナーシップを組み「白神山地プラント植樹フェスタin赤石川実行委員会」を組織して育苗したプラ苗木による植樹祭や「日本山岳会青森支部」によるプラ植樹活動、「赤石川を守る会」による間伐などの育樹活動が行われている。

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

(1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な説話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にすることが大切である。ふるさととの森と川と海との共生を積極的に図るといった考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさととの森と川と海の保全に努める。また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、赤石川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある赤石川流域の姿を実現する。

なお、流域の保全にあっては、白神山地世界自然遺産地域の上流域は、各種法制度に基づき厳正に自然環境の保護が担われている。中・下流域の保全地域は、国、県、関係市町村等がそれぞれの役割により当条例の趣旨を尊重し、赤石川流域全体の優れた自然環境を保全し、次世代に引き継いでいく。

(2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、赤石川流域における連携体制の構築を図る。

イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に赤石川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等

の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

エ 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる自然公園法、森林法、河川法等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づく保全上の審査を行い、ふるさととの森と川と海の保全を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、赤石川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

第2 ぶらさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状態を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

赤石川では基橋観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を果が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

区 分	管理地点及び区間
公共用水域水質測定	基橋
日常的清流管理	赤石川橋付近 開晴橋付近 河口付近

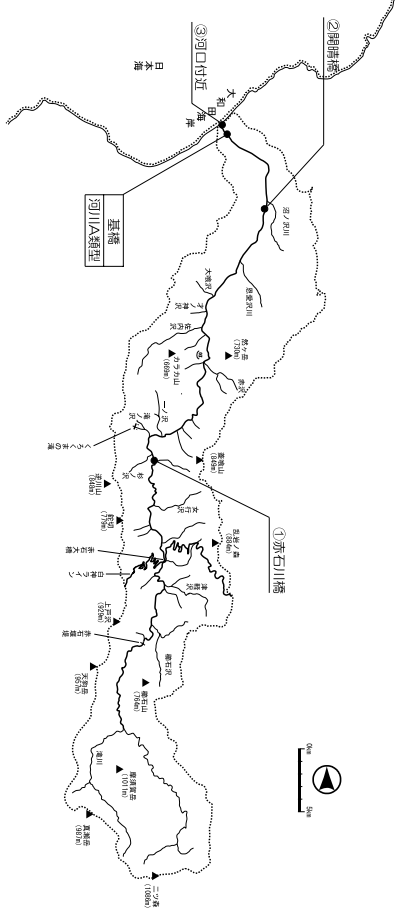


図 管理区間位置と基橋観測地点

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を青森県、鯉ヶ沢町および流域住民が一体となって維持管理していくこととする。

保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

(ア) 公共用水域水質測定

公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目 (pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数) を指標とする。

(イ) 日常的な清流管理

i 水量

目視による濁水時の流量を指標とする。

ii 水質

流水の性状 (透視度、臭気等) を指標とする。

iii 魚類

魚類の生息状況 (生息範囲、行動、浮上死など) を指標とする。

iv 水生生物

別表「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

イ 管理すべき基準値

(ア) 公共用水域水質測定

生活環境の保全に関する環境基準を満足すること

管理地点	水質管理基準
基橋	河川環境基準A類型 pH : 6.5以上8.5以下 BOD : 2 mg/l 以下 SS : 25mg/l 以下 DO : 7.5mg/l 以上 大腸菌群数 : 1,000MPN/100ml 以下

- (4) 日常的な清流管理
- i 水量
渇水時に瀬廻れ等が生じないこと。
 - ii 水質
透視度、臭気等の異常がないこと。
 - iii 魚類
既存調査で確認された種の生息範囲や行動に異常がないこと。
浮上死等の異常が生じていないこと。

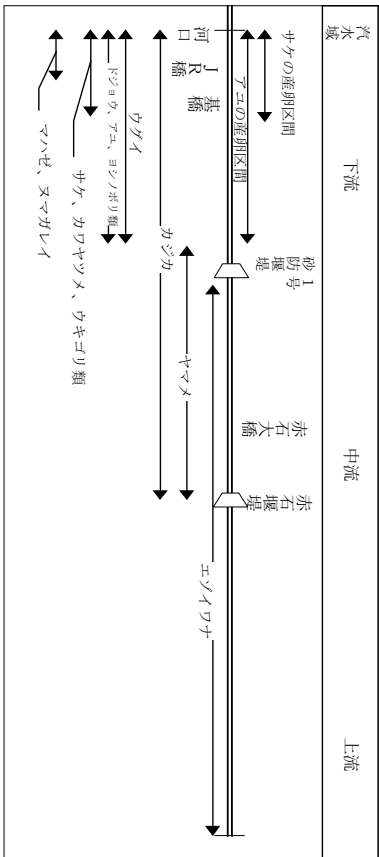


図 既存調査による魚類の生息範囲の目安

表 水生生物による水質判定

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 ()	カワゲラ ヒラタガロウ ナガヒトビケラ ヤマトビケラ ヘビトシボ アユ アミカ サウガニ ウズムシ
少しきたない水 ()	コガタシストビケラ オオシストビケラ ヒラタドロムシ ゲンシボタル コオニヤンマ ヤマトシジミ イシヌキガイ カクニナ スジエビ
きたない水 ()	ミズカヌキリ タイコウチ ミズムシ イソコツナムシ ニホントロコエビ タニシ ヒル
大変きたない水 ()	セスジュヌリカ チョウバユ アメリカザリガニ サカヌキ ガイ エラミミズ

は、赤石川において確認されている種

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

(1) 森林の区域

ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、区域のほとんどを占める国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。

イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。

ウ 赤石川流域の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、白山山地世界遺産地域巡視員、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。

エ 「三三白山」等において、地域住民並びに流域外の人々が共に自然と親しみ、親しいやすらぐ場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する。

(2) 河川の区域

ア 上流域から中流域にかけては、希少種であるシノリカモ、キセキレイ、カワガサなど清流に生息する鳥類が、またトウホクサンショウウオやカジカが見られるなど、多種多様な生物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息・生育環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、白山山地世界遺産地域巡視員、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

イ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民等との情報交換等により、自発的な住民参加のもとに環境保全活動や河川清掃を継続し、良好な水環境の保全に努める。

ウ 地域住民等の理解と協力により、河川及び沿岸に生息・生育する魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全、及び河川の美化・水質の向上・維持に努める。

エ 地元小学校によるサケ・アユの稚魚の放流体験学習会や河川愛護ボスター掲示活動などにより、河川の自然環境の保全を推進する。

(3) 海岸の区域

ア 行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや、地域住民やボランティアの参加と協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

イ 河口部の海岸は、春・冬季に多くの野鳥の生息・飛来地となっていることから、地域住民による野鳥観察が行われ、良好な海岸の環境が保全されるように努める。

ウ 海岸の環境保全を図るため、河川及び海岸へのゴミ投棄防止に努める。

エ 河口、砂浜、砂丘の連続性のある自然や景観を確保する。また、人工構造物のあり方にも配慮する。

(4) 全般的な保全施策

ア パートナーシップによる取り組みの積極的な推進

- (ア) 河川愛護制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加・協力による保全に取り組む。
- (イ) 流域の小学校における児童による環境学習と連携し、清流管理指針の水生生物・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。

また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。

- (ウ) 地域住民等と行政が協働してパンフレットの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。

イ 民間団体等の自発的活動の促進

- (ア) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。
- (イ) シンポジウム、学習会の開催等民間団体等の自発的活動の場を提供する。
- (ウ) ふるさと環境守人による支援
- ウ ふるさと環境守人による地域住民等のボランティア活動、観察、環境学習等への支援を行う。

(5) あるべき姿に向けた適切な創造

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりにあたっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次ぎの世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。

森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、赤石川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての赤石川流域に近づくように次のとおり取り組む。

- ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり
 - 事業を実施するときは、もともとの森や川や海の状態を参考にし、動植物の生態系や自然景観に配慮した森づくりや川づくりや海づくりを推進する。
- イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり
 - (ア) 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。
 - (イ) 海岸については、沿岸域漂砂の動向だけでなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。
 - (ウ) 河川の水や土砂の流れの確保に努める。
- ウ 注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり
 - 希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。
- エ 地域住民との対話による森・川・海づくり
 - 赤石川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たって、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り

組む。

オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり

関係行政機関との連携を密にし、他の事業者が関連する整備を行う場合に十分な調整を図る。

カ 持続可能な森づくり

中・下流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図る。また、ブナ、ミズナラなどを中心とした天然林においても択伐施策などによる適切な実施を行い、公益的な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。

キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり

(ア) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。

(イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結ぶ回廊となるように配慮する。

(ウ) 魚類等の遡上・降下に影響のある河川横断工作物の改築にあたっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。

ク 連続した環境条件を確保した海づくり

(ア) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、生息・生育の場や生物の多様性及び変動性に留意する。

(イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。

ケ 河口周辺の海岸では春・冬季に多くの渡り鳥が見られる。これら渡り鳥にとって休息、採餌、繁殖等に必要なたまごの渡り鳥を認識し、将来にわたって地域と共存できる環境を維持するため、水鳥たちの生息の場を保全する。

ク 間伐材を利用した川づくり

森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。

コ 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施

事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。

カ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保

(ア) 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができ自然体験の場、遊びの場、憩いやすらぎの場、交流の場を創出する。

(イ) 誰もが安全に河川に近づき、身近に自然にふれることができるような整備を推進する。

(ウ) 誰もが海辺に近づき、身近に自然にふれあうことができるような整備を推進する。

(エ) 施設整備を行うにあたっては、地域にふさわしいものにする。

3 森・川・海の維持・管理に関する事項

(1) 現地での維持管理内容

ア ふるさと環境守人による巡視
ふるさと環境守人は巡回ルート及びその巡視方法・巡視エリア・巡視頻度を設定し、巡視する。

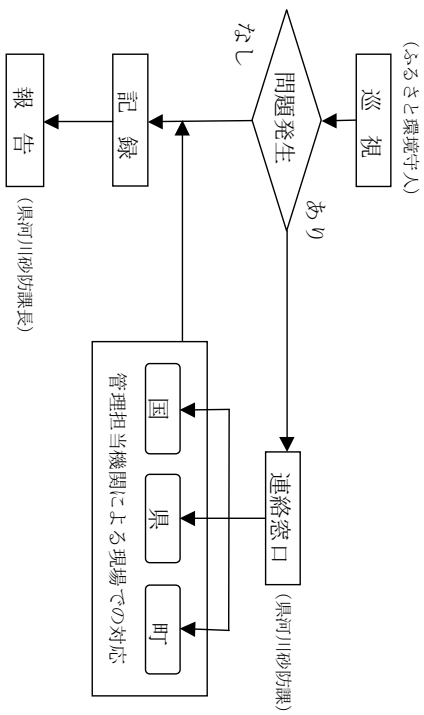
イ 報告

ふるさと環境守人は問題発生時に連絡する以外に巡視した結果を記録し、一月分をまとめて県（河川砂防課長）に報告する。

ウ 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森、川、海の管理担当関係機関及び関係市町村へ連絡を行い、管理担当機関等が現場で対応する。

(2) 現地管理体制と役割分担



4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

保全地域表示看板の設置

表示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭